* * * 病院経営&広報のポータルサイト* * * 病院広報ニュース 2006.10.30 発行

http://www.byoin-koho.com

「病院広報ニュース」は病院広報研究所が発行するメールマガジンです。

お知らせしたい情報・ためになる情報があったとき、病院広報研究所のホームページを更新したときなど、いち早くお知らせするために迅速に発信します。(当面は月2回を目標にしています)

患者さんとの差をどう埋めるか?

ジェネリック医薬品の使用で、消費者と医療機関との意識に差が! (公正取引委員会 2006年9月27日)

資料は

http://www.byoin-koho.com/naze5.html

公正取引委員会から「医療用医薬品の流通実態に関する調査報告書」(平成18年9月27日)が発表されました。

それによると、医療機関への「後発医薬品を使用するに当たっての心配であったことは?」という問いに、 後発医薬品自体の安全性、安定供給、情報量等が不安だ(84.6%) 患者がなんとなく不安に思うのではないか(31.3%) 患者が医療の質を落としたのではないか(27.8%) 患者に後発医薬品の安全性等を説明する手間が大変だ(22.3%)という答えが返ってきています。

一方消費者へ「後発医薬品か先発医薬品か、どちらかを選ぶことができるとしたら、どちらを選びますか」との問いには、 必ず後発医薬品を選ぶ(31.3%) 場合によっては後発医薬品を選ぶ(65.4%)となっており、 合わせて96.7%の消費者が後発医薬品を選ぼうとしていることが浮き彫りになっています。

併せて の「場合によっては後発医薬品を選ぶ(65.4%)」と答えた人に理由をたずねたら、「後発医薬品の安全性や効き目に不安はあるが、医師や看護師から安全性や効き目について説明を受けて納得できた場合には後発医薬品を選ぶ」と答えた人が78.1%にのぼっています。

できるだけ後発医薬品を選びたいが、情報不足で不安もある消費者の姿が浮かび上がってきます。

ところで医療機関へのアンケートに話を戻しますと、"後発医薬品への情報不足から来る不安"や"患者の反応への不安"から、後発医薬品を選ぼうとしない傾向性が浮かび上がっ

て大変興味深いアンケートなっています。(本文転載)

患者が「個人情報の漏えい」と激怒(日経メディカル・オンライン)

http://medical.nikkeibp.co.jp/all/welcome.html

先日検査入院をしていた患者が「近所の人が自分の検査結果を知っていた。私も家族も話したことがないのに」と激怒して怒鳴り込んできました。カルテや検査結果は厳重に管理しているはずなのですが…。 (相談者:個人病院・院長)

回答した弁護士によると、相談は結構あるといいます。そして、それは、東京みたいな大都会よりも、地方都市に生じやすい現象だとも指摘します。

地方は規模が小さい分だけ、住民の接触頻度が多いためらしいのですが、どういう理由であれ、情報漏えいは現に慎まなければなばない行為です。以下の特集を含め必見です。

- *職員による病院内犯罪を防止するには(10/24)
- *薬の適応外処方のリスクは?(10/17)
- *「言動がけしからん」と患者が調停申立(10/3)
- *弁護士大増員で医療裁判激増の恐怖(9/26)
- *父の入院を他の兄弟には教えるな!(9/19)
- *医療事故発生時の対応(その1 患者側への説明)(9/12)
- *患者の抑制で家族からクレームが(9/5)
- * 当直医には専門外でも最善の注意義務(8/29)
- *添付文書は何をどこまで順守すべきか(8/22)
- * 患者からの暴行・暴言にどう対処?(8/15)
- * 術者の成績を患者に説明すべきか(8/8)
- * 小児の手術は片親だけの同意で可能か(8/1)
- *裁判所にカルテを送ったら損害賠償?(7/25)
- * セクハラ診療の代償は?(7/18)
- *未確立の治療に説明義務はあるか

医療経営相談 (MMI) <地域包括センターについて>

http://www.mmi-net.co.jp/consulting/kaigo faq.html

Tittp://www.mmi net.eo.jp/consulting/kaigo_iaq.iitim

介護保険制度改正において地域包括支援センターの創設が挙げられていますが、地域包括支援センターの位置づけはどういったものでしょうか? また従来の在宅介護支援センターとの違いは・・・

本文によると以下のように地域包括センターの立場をズバリ解説していておもしろい。

(略)これまでの「在宅介護支援センター」は、本来行政が行う地域における要介護状況の 把握や要介護認定手続き、及び適切な介護施設への要介護者の振り分けなどの業務を行政側 のノウハウの欠如と人材不足から介護事業者に業務代行委託をしていたものです。ところ が、厳正中立の立場でこの業務を行うはずのところ、「在宅介護支援センター」は関係する 介護事業に利用者を誘導する傾向が多い実態となっていたので、今回の制度改正で、市町村 が運営する「地域包括支援センター」を創設することになったと考えられます。計画では、 「介護予防」を主たる業務にするとしていますが、実際は「在宅介護支援業務」の見直しだ と思います。(略)

また以下の質問もあり一読したい。

- *介護予防について
- *民間介護事業者への対応について
- *有料老人ホームにおける民間企業と競合について
- * 社会福祉法人における在宅部門の効果的マーケティングについて
- *有料老人ホームにおける人材開発について
- *社会福祉法人の生き残り策について
- *今後の福祉業界における介護福祉士の位置づけについて
- *社会福祉法人の人件費対策について
- *介護予防サービスについて

発行・編集 病院広報研究所 編集責任者 小田穂積メールアドレス hodumi@byoin-koho.com発行 2006年10月30日 TEL 042-622-7575